

# 個人住民税の概要

資料2

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と都道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

## 個人住民税

**均等割** 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,000円
都道府県民税	1,000円

税込: 約2,300億円

(平成19年收入見込)

**所得割** 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの (10%比例税率)

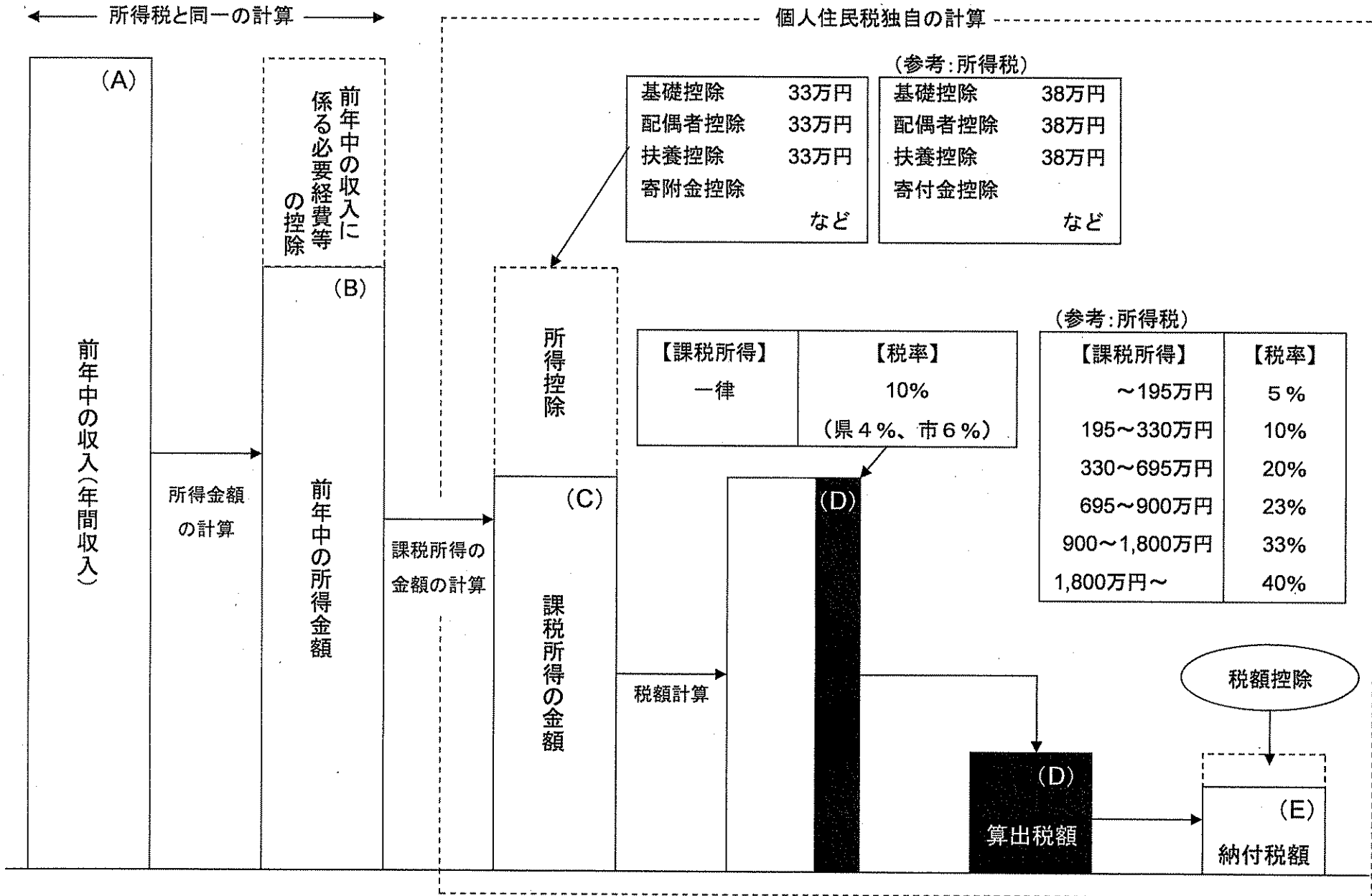
	標準税率
市町村民税	6%
都道府県民税	4%

税込: 約119,000億円

(平成19年收入見込)

- (注) 1. 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。  
2. 都道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。  
3. 平成19年度分以降の所得割については、10%比例税率化されることにより、約3兆円の増収が生じている。  
4. このほか、個人に課される住民税として、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。

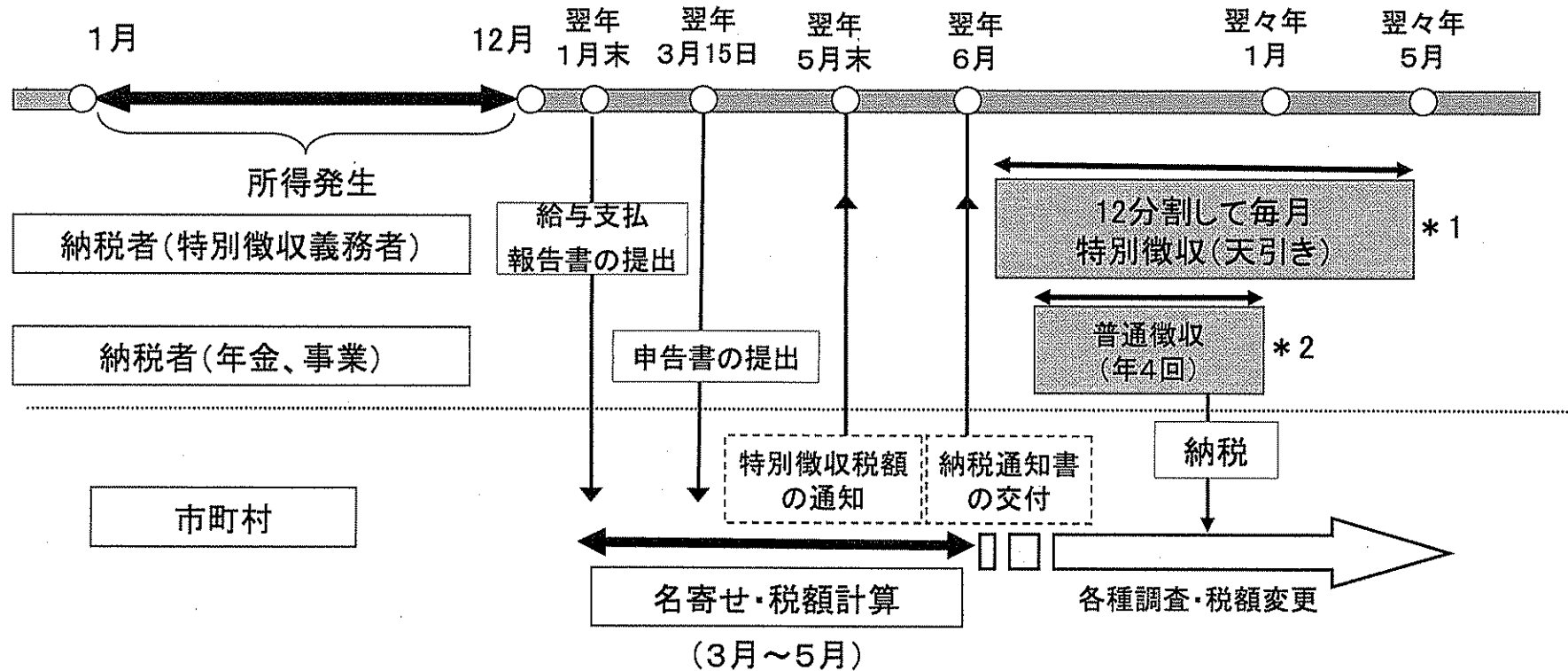
# 個人住民税所得割額計算のイメージ



(注) 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。

# 現行の個人住民税の賦課・徴収方式について

現行の個人住民税は、給与所得、事業所得等主要な所得については、翌年度に課税・徴収している。



\* 1 納税額を市町村が決定、特別徴収義務者(企業等)に通知した上で、給与からの天引きにより徴収。翌年度課税分の税額の約7割が特別徴収により徴収されている。

\* 2 納税者が市町村からの納税通知書を受け、自ら納付手続を行う。

(注) 退職所得については、他の所得と分離して、退職所得支払時に、課税・徴収が行われているなど、上記と異なる方式で課税・徴収される個人住民税がある。

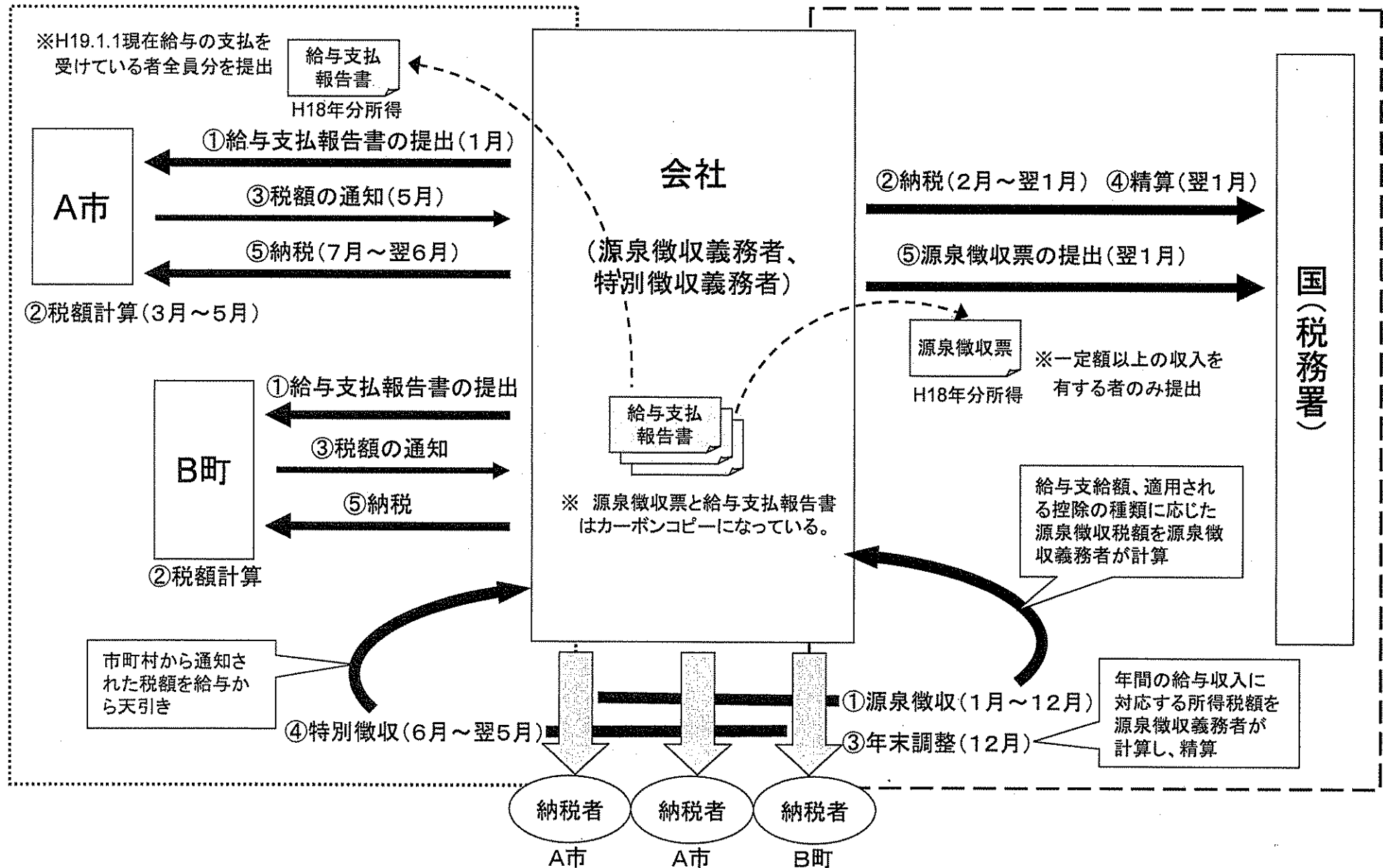
# 現行の源泉徴収制度及び特別徴収制度

個人住民税

所得税

【平成19年度分】

【平成18年分】



## 個人住民税の賦課期日(1月1日)について

(個人の道府県民税の賦課期日)

**第三十九条** 個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(個人の市町村民税の賦課期日)

**第三百十八条** 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

個人に対する市町村民税の賦課期日(※)は、当該年度の初日の属する年の一月一日である。

一般に、地方税において継続的な事実又は行為を課税客体とした場合には、賦課期日の定めをおき、その日現在において課税団体、納税義務者、課税客体等の課税要件を確定させることとしている。個人に対する市町村民税は、「市町村内に住所等を有する」という継続的な事実を課税客体とするものであるから、一月一日という一定の期日をおさえて、その日現在の事実に基づいて当該年度の課税を行うこととなるわけである。

※ 賦課期日とは、課税技術上の理由から一定時期を定めてその時現在で課税客体、納税義務者等の課税要件を確定するために採用している制度である。

## ＜参考＞個人住民税の納税義務者の規定

(道府県民税の納税義務者等)

**第二十四条** 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

- 一 道府県内に住所を有する個人
- 二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- 三～七 略

2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。)をいう。

3～9 略

(市町村民税の納税義務者等)

**第二百九十四条** 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
- 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 三 及び四 略

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。